

平成29年度

介護保険料が決定しました

☎ 高齢者支援課 ☎ 内線2687

◆介護保険料の決定通知書または
納入通知書を7月7日(金)に発送します

◇特別徴収または口座振替の方には決定通知書が届きます
公的年金を年額18万円以上受給している方は、偶数月に支払われる年金から介護保険料を差し引きます(特別徴収)。特別徴収に該当しない方で口座振替を申し込んだ方は、年度8回の各納期限に振り替えます。

◇納付書で納める方(普通徴収)には納入通知書が届きます
年度8回の各納期限までに、同封の納付書で金融機関やコンビニエンスストアなどで納付してください。年度途中で新規に資格を取得した方(65歳になった方や転入者)は月割りで計算します。

※納付した介護保険料は、確定申告などでの社会保険料控除の対象になります。

◆低所得の方を対象にした介護保険料の個別軽減制度

人 65歳以上で、4月1日時点で次のすべての要件に該当する方。①介護保険料の所得段階が第1～3段階(生活保護受給者、特別養護老人ホームなどの入所者を除く)、②28年中の収入金額が、第1段階の方は80万円以下、第2・3段階の方は160万円以下(各段階とも世帯員が1人増すごとに60万円を加算した金額)で、家族の援助を受けても納付が困難な方(収入には遺族年金などの非課税所得や仕送りを含む)、③自己の居住用を除き、処分可能な不動産を所有していない、④預貯金などの資産が200万円以下(2人以上の世帯は400万円以下)、⑤住民税課税者による扶養を受けていない

◇軽減の内容

第1段階の方＝第1段階の半額、第2・3段階の方＝第1段階と同額

申 7月10日(月)～21日(金)に①29年度介護保険料の決定通知書または納入通知書、②年金振込通知書など28年中の本人と世帯全員の収入が確認できる書類、③本人と世帯全員の預貯金通帳などで28年1月から直近の内容が確認できるもの、④認印を同課(市役所1階11番窓口)へ

※自宅の買い替えや災害など、特別な事情により納付が困難な方は、保険料の減免が受けられる場合があります。くわしくは同課へお問い合わせください。



家庭のぬくもりをすべての子どもに…

養育家庭
(ほっとファミリー)を
募集しています

☎ 子ども家庭支援センター
のびのびひろば ☎ 40-5925



都内には、さまざまな事情により自分の家庭で暮らすことのできない子どもたちが約4,000人おり、このうち9割は施設で生活しています。こうした子どもたちを家庭に迎え入れ、一定期間、家族の一員として育てていただくのが養育家庭(ほっとファミリー)制度です。

同制度は、法律上の養子縁組を目的としていないため、1カ月程度の短期間から、事情に合わせて柔軟に子育て支援に取り組んでいただけます。一般のご家庭でも、都の審査と研修を受けることで、養育家庭として子どもを受け入れることができます。また、養育期間中は、都の児童福祉司や養育家庭専門員、医師などのチームが養育相談に応じるなど、充実した体制でサポートします。

◇フレンドホームも募集中です

夏休みや週末などの数日間、児童養護施設や乳児院で生活している子どもを自宅で預かる「フレンドホーム」も募集しています。くわしくは、各児童養護施設・乳児院へお問い合わせください。

◆養育家庭(ほっとファミリー)体験発表会

ほっとファミリーとしての養育経験を持つ方が、子育ての喜びや苦労など経験談を紹介します。

日 10月27日(金)午後2時から

所 三鷹産業プラザ 申 当日会場へ

平成
29年度

国民健康保険税・後期高齢者医療
保険料のお知らせ

納付した保険税・保険料は、確定申告などでの社会保険料控除の対象になります。

◆国民健康保険税の納税通知書を7月13日(木)に発送します

保険税の軽減判定所得の引き上げを行いました。くわしくは同封のパンフレットをご確認ください。

☎ 保険課 ☎ 内線2382

◆後期高齢者医療保険料の決定通知書を7月18日(火)に発送します

保険料の軽減措置が見直されました。くわしくは同封のパンフレットをご確認ください。

※普通徴収の納期限は7月～30年2月の原則各月末、特別徴収は公的年金の支給月です。普通徴収と特別徴収が切り替わる場合がありますのでご確認ください。普通徴収に切り替わった方で口座振替の手続きをしていない場合は、納付書による納付が必要です。

☎ 保険課 ☎ 内線2384

◇年金からの引き落としを口座振替に変更できます

一定の条件があります。くわしくはお問い合わせください。

申 振替を希望する口座の内容が分かるものとその口座の届出印、保険証を納税課(市役所2階24番窓口)へ

※10月の年金引き落とし分から変更したい方は、7月31日(月)までに申請してください。

※すでに年金から口座振替への変更手続き済みの方は、新たな手続きは不要です。

☎ 同課 ☎ 内線2417

「ほねつぎ健康倶楽部」に参加して
健康寿命を延ばしませんか



市内10カ所の施術所で開催している、少人数制の転倒予防教室です(全12回)。

人 65歳以上の市民 物 タオル、飲み物

申 ☎ 日曜日、祝日を除く午前9時～午後0時30分に、しばた整骨院 ☎ 47-8580へ(先着制)

開催場所	曜日・時間	定員
武蔵中央接骨院(下連雀3-42-6)	水曜日午後1時～2時	4～5人
池内接骨院(下連雀6-2-36)	火曜日午後1時～2時	3～4人
南浦整骨院(下連雀6-18-7)	木曜日午後1時～2時	2～3人
たかはし接骨院(牟礼1-8-7)	水曜日午後1時～2時	2～3人
三鷹台整骨院(牟礼2-11-16)	水曜日午後1時～2時	2～3人
さかい接骨院(井の頭3-28-11)	土曜日午前9時30分～10時30分	2人
和田接骨院(中原1-28-1)	水曜日午後0時30分～1時30分	2～3人
新川鍼灸整骨院(新川5-9-7)	木曜日午後1時～2時	2人
しばた整骨院(新川6-36-37)	水曜日午後1時～2時	4～5人
三鷹健生堂接骨院(井口5-1-4)	水曜日午後1時～2時	3人

第67回 社会を明るくする運動

犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ

☎ 地域福祉課 ☎ 内線2614

7月は、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの立ち直りを支え、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動の強調月間です。市では、保護司会を中心に、青少年に関する関係機関などとともにさまざまな活動を行います。

◆広報活動(啓発リーフレットなどの配布)

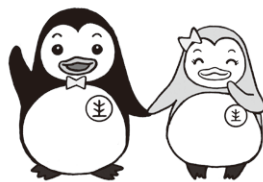
日 7月5日(水)午後4時～5時 所 三鷹駅周辺

※7月15日(土)・16日(日)に都立井の頭恩賜公園で開催の「みたか商工まつり」(12面参照)でも活動予定(刑務作業製品の販売もあり)。

◆映画のつどい(親子映画会)『ペット』&ごみ処理施設見学会

日 7月31日(月)午前10時～午後1時(9時30分開場)

人 100人 所 クリーンプラザふじみ 申 当日会場へ(先着制)



社会を明るくする運動キャラクター
更正ペンギンのホゴちゃん、サラちゃん

◆更生を助け、地域で支える「保護司」の活動をご紹介します

犯罪・非行からの立ち直りを地域で支えているのが、保護司のみなさんです。保護司は自らも地域の住民で、法務大臣から委嘱を受けて活動する民間のボランティアです。現在、市内では24人の保護司が、専門家である保護観察官と協働で更正の手助けを行うとともに、関係機関・団体と協力して犯罪・非行を予防するための活動をしています。

◇主な活動内容

- ・保護観察 犯罪・非行を犯した人と定期的に面会して、更生を図るための約束事を守るよう指導するとともに、生活上の助言や就労の援助などを行い、立ち直りをサポートしています。
- ・生活環境調整 少年院や刑務所に収容されている人が、釈放後にスムーズに社会復帰を果たせるよう、釈放後の帰住先の調査や引受人との話し合いなどを行い、必要な受け入れ態勢を整えています。
- ・犯罪予防活動 犯罪・非行を未然に防ぐために、地域の関係者、学校、警察署などと連携し、地域ぐるみで犯罪防止活動を行っています。また、毎年7月は、「社会を明るくする運動」強調月間として、街頭での啓発活動などを行っています。